給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１２号

川崎市川崎区小田５丁目12番29―601号　ナイスアーバン川崎小田

再生債務者　平井　大地

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年３月13日まで

平成24年２月21日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（再ロ）第６号

岡山県倉敷市船穂町船穂757番地13

再生債務者　田中　友和

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月24日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年３月13日まで

平成24年２月21日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２３年（再ロ）第２０号

堺市堺区向陵中町３丁５番８―201号

再生債務者　上野　浩嗣

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年３月19日まで

平成24年２月20日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１０号

埼玉県所沢市小手指南４丁目14番地　リンク・シティ小手指Ａ―906

再生債務者　澤田　省子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年３月22日まで

平成24年２月20日

さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１００００３号

長崎県島原市御手水町甲2274番地

再生債務者　前田　晃男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月21日

長崎地方裁判所島原支部再生係

平成２３年（再ロ）第１６号

千葉県船橋市新高根６丁目27番７号

再生債務者　相磯　静徳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月17日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再ロ）第５号

秋田県大館市字象ヶ鼻56番地３

再生債務者　佐藤　嘉美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月21日　秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（再ロ）第２９号

横浜市港北区新横浜１丁目27番地３　クレスト フォルム新横浜1102号室

再生債務者　吉野　雅信

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月21日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第１号

熊本県人吉市大畑町3999番地

再生債務者　東　　典美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月21日　熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（再ロ）第５号

埼玉県川越市大字笠幡945番地10

再生債務者　小島　良明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月21日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再ロ）第５号

相模原市緑区中野1412番地３

再生債務者　冨部　定明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月21日

横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（再ロ）第２号

富山県小矢部市七社124番地16

再生債務者　松澤　成高

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年２月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年２月21日　富山地方裁判所高岡支部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十四年一月二十日に終了しており、乙は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月二十一日

掲載頁　一三三頁（号外第一五九号）

平成二十四年二月二十九日

東京都新宿区西新宿三丁目二番四号

（甲）セレブリックス・インベストメント株式会社

代表取締役　鈴木　　信

東京都新宿区西新宿三丁目二番四号

（乙）セレブリックス・ヘルスケア株式会社

代表取締役　江川　利彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、八社の株主総会の承認決議は平成二十四年二月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十九日

掲載頁　一三二頁（号外第一四二号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十九日

掲載頁　六十五頁（号外第一四二号）

平成二十四年二月十九日

東京都千代田区丸の内二丁目二番二号

（甲）赤玉薬品株式会社

代表取締役　岡村　幸彦

東京都千代田区丸の内二丁目二番二号

（乙）有限会社東北メディカン

代表取締役　岡村　幸彦

東京都文京区小石川二丁目一番二三号

（丙）株式会社日本医療サービス

代表取締役　網　　亮一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、八社の株主総会の承認決議は平成二十四年二月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十四年二月十七日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十四年二月十七日

掲載頁　二頁

平成二十四年二月二十九日

東京都千代田区麹町一丁目四番地半蔵門ファーストビル

（甲）リシュモンジャパン株式会社

代表取締役　西村　　豊

東京都千代田区麹町一丁目四番地

（乙）リシュモンＦ＆Ａジャパン株式会社

代表取締役　カシルロ・ガリオ